

2019年7月吉日

お客様 各位

株式会社キトー
常務執行役員
アジア事業本部長
堀内 守



混載便取り扱い基準改定のご案内

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊社製品に格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国内物流の基幹的役割を果たしておりますトラック輸送産業の労働条件につきましては、平成27年度に国土交通省と厚生労働省が「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を設置し改善・定着に取り組んでいることはご承知の通りです。

この度、弊社におきましても運送会社様の要請により10月1日出荷分より混載便で取り扱う基準の改定を実施する運びとなりましたのでご案内申し上げます。

これまでに混載便で出荷させて頂いておりました下記の製品・部品の内、基準を超えます貨物は、今後仕立便での搬送となります。つきましては継続的にご発注を頂いております長物・重量物の製品・部品等のご発注前に必ず御見積の照会を実施して頂きますよう宜しくお願い致します。

何卒事情をご賢察のうえ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

■混載便取り扱い基準：寸法：梱包寸法で3片の和が5m以内、長さ2.2m以下、高さ2m以下
※一番長い辺が2.2mを超える貨物は仕立便となります。

※製品状態で全長2mを超えるもの（サドルは2.2mを超えるもの）
は仕立便となります。

重量：1口2,000kg以内で1個の重さ1,000kg以内

■新規仕立便対象製品：

下記製品に新たに仕立便となる寸法の製品がございます。

- ① ジブクレーン製品
- ② ライトクレーンレール
- ③ ライトクレーン部材
- ④ ポータルクレーン
- ⑤ クレーンサドル
- ⑥ 給電部材（TDレール等）

詳細機種・形式はカスタマーセンターへお問い合わせください。

—以上—